

福岡県緊急短期雇用創出事業実施要綱

令和2年5月14日

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生、留学生を含め働く場を失った方に対し緊急に短期の雇用を創出する。

2 支援対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生、留学生を含め働く場を失った方

(例)

- ・解雇や勤務日の減少（勤務シフトの削減等）により、就業機会が減少したアルバイトに従事していた者（学生、留学生含む）やパートタイム労働者等
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた正規雇用労働者や就業機会が減少した個人事業主等

3 事業実施主体

- (1) 福岡県（以下「県」という。）
- (2) 福岡県内の市町村（以下「市町村」という。）

4 事業実施方法

(1) 県

県が自ら実施する事業、又は、民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「民間企業等」という。）に委託又は補助を行う事業により実施する（以下「県事業」という。）。

(2) 市町村

市町村が自ら実施する事業、又は、民間企業等に委託又は補助を行う事業により実施する（以下「市町村事業」という。）。

県は、市町村事業に対し、予算の範囲内で交付金（補助率1／2）を交付する。

- 5 事業規模
30億円程度
うち、県事業10億円程度
うち、市町村事業20億円程度（県の補助1／2）

- 6 雇用創出規模
7千人程度

- 7 県事業及び市町村事業で実施する事業
支援対象者に対して、短期（概ね3か月程度）の雇用・就業機会を創出する事業を実施する。
（事業により創出される業務の例）
 - ア 放課後児童クラブの事務補助
 - イ 児童生徒のオンライン学習支援
 - ウ 医療機関における事務補助
 - エ 介護施設における介護補助
 - オ 農林水産業における作業補助
 - カ 自治体等におけるコールセンター業務

- 8 支援対象者の募集・採用
支援対象者の募集に当たっては、特定の対象者のみに参加の機会が与えられるといったことがないように、広く周知・広報を行うこと。
採用に当たっては、公正採用選考の観点から、応募者が求人職種の職務遂行上必要な適性・能力をもっているかどうかという基準で採用選考を行うこと。

- 9 支援対象者に係る人件費等の割合
事業の趣旨を踏まえ、県事業及び市町村事業の経費に占める支援対象者の人件費の割合は、7割以上を原則とすること。

- 10 委託又は補助（以下「委託等」）を行う事業
 - (1) 委託等先となる団体
委託等先となる団体は、民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって当該業務を的確に遂行するに足る能力を有し、かつ、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないもの（以下「企業等」という。）に限る。

(2) 契約等手続

委託等事業に係る委託契約の際には、県及び各市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、県及び各市町村の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、委託等事業として、企業等に対し補助金等を交付する事業を行う場合は、県及び各市町村の財務規則等に基づき交付要綱等を定めるなどし、適切な手続により交付を行うものとする。

1.1 市町村事業に対する交付金交付について

- (1) 交付金の交付を受けようとする市町村は、市町村事業に係る事業計画について、別に定める様式により、県に事業計画書を提出するものとする。
- (2) 県知事は、市町村が市町村事業のために支出した費用について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

1.2 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止について、適切な措置を講じること。

1.3 法令等遵守

事業実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

1.4 その他

この要綱及び福岡県緊急短期雇用創出事業交付金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福岡県福祉労働部労働局労働政策課長が別に定めるものとする。